

平成 31年 2月 25日  
文教委員会資料  
学 務 課

## 第26号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### 1. 改正理由

「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償基礎額の改定を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 補償基礎額の改定（第3条関係）

##### ア 経験年数5年未満の場合

- ・学校医および学校歯科医 7, 023円 → 7, 059円
- ・学校薬剤師 6, 117円 → 6, 135円

##### イ 経験年数5年以上10年未満の場合

- ・学校医および学校歯科医 8, 724円 → 8, 730円

### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

### 4 施行日

平成31年4月1日から施行する

新旧対照表

○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

新							旧						
品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例							品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例						
平成14年3月29日 条例第19号							平成14年3月29日 条例第19号						
第1条から第29条（現行のとおり）							第1条から第29条（略）						
別表 補償基礎額表（第3条関係）							別表 補償基礎額表（第3条関係）						
医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>7,059円</u>	<u>8,730円</u>	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円	学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>7,023円</u>	<u>8,724円</u>	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6,135円</u>	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円	学校薬剤師の補償基礎額	<u>6,117円</u>	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円
<u>（施行期日）</u>													
<u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>													
<u>（経過措置）</u>													
<u>2 この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で同日以後の期間につ</u>													

新	旧
<u>いて支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	